

総務委員会記録

令和5年6月20日開催

- 1 日 時 令和5年6月20日(火) 9:58 ~ 12:28
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 久米委員長 水谷副委員長
山崎委員 幸坂委員 住友利広委員
小野委員 福谷委員 佐々木委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 正副議長 藤本議長
- 6 傍聴議員 横田議員 湯浅議員 渡部議員 金久議員
星加議員 住友進一議員 橋本議員 奥田議員
- 7 出席理事者 表原市長 山本副市長 松崎政策監
岡田企画部長 吉積総務部長 石本危機管理部長
橋会計管理者 中川消防長 川端消防次長
田中消防本部参事 小杉消防署長
東條秘書広報課長 佐坂人事課長 東企画政策課長
中橋行革デジタル戦略課長 湯浅ふるさと未来課長
小西総務課長 山崎財政課長 清水税務課長
石山危機管理課長 小原会計課長 武田予防課長
栗本第二消防課長 手塚選挙管理委員会事務局長
中村監査事務局長 他
- 8 事務局 岡部議会事務局長 近藤議事課長
谷崎課長補佐 天川主査
- 9 傍聴者 1名
- 10 記者席 1名

【 会議の概要 】

開 会 9：58

久米委員長 おはようございます。少し早いですが、委員お揃いですので始めさせていただきます。ただ今から総務委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、市長から理事者を代表して御挨拶をいただきたいと思えます。

表原市長。

表原 市長 改めまして、おはようございます。本日も総務委員会を開催ということで御協力を賜り誠にありがとうございます。

早速ではございますけれども、本委員会に提案をさせていただきます案件につきましては、条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の承認案2件、令和4年度一般会計補正予算に係る専決処分の承認案1件、条例の一部改正案1件、令和5年度一般会計補正予算案1件、新たに生じた土地の確認について1件、字の設定について1件、動産の買入れについて1件の計8件でございます。詳細につきましては関係課長から御説明を申し上げますが、御提案申し上げました案件につきましては、御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。本日も何卒よろしくお願いをいたします。

久米委員長 それでは、本委員会に付託されております案件は、市長提出議案8件、議員提出議案1件及び陳情1件の審査であります。

早速、議案の審査に入ります。

理事者の方におかれましては、自己紹介をしていただきまして、議案の説明等については着席のままで結構でございます。また、答弁等についても同様ですが、御自分のスタイルでやっていただいて結構でございます。再三申し上げますので、よろしくお願いたします。

承認第1号 阿南市税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認について

久米委員長 それでは「承認第1号 阿南市税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

清水税務課長。

【理事者説明 清水 税務課長】

久米委員長 ただ今、理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
これより、承認第1号を採決いたします。
本件を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。
よって、「承認第1号 阿南市税条例の一部を改正する条例に係る専決
処分の承認について」は原案のとおり承認されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 承 認

承認第3号 阿南市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例に係る専決
処分の承認について

久米委員長 それでは、続いて「承認第3号 阿南市職員の特殊勤務手当に関する条
例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認について」を議題といたし
ます。
理事者の説明を求めます。
佐坂人事課長。

【理事者説明 佐坂 人事課長】

久米委員長 ただ今、理事者の説明が終わりました。
ただ今の説明に対する質問、質疑に入りたいと思いますが、質疑ありま
すか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 質疑なしと認めます。
よって、質疑を終結し、これより、承認第3号を採決いたします。
本件を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。
よって、「承認第3号 阿南市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部

を改正する条例に係る専決処分の承認について」は原案のとおり承認されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり承認

承認第4号 令和4年度阿南市一般会計補正予算（第10号）に係る専決処分の承認について（関係部分）

久米委員長 次に「承認第4号 令和4年度阿南市一般会計補正予算（第10号）に係る専決処分の承認について」のうち、本委員会に関係する部分を議題といたします。承認第4号については先の全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思います。

質疑ありますか。

福谷委員。

福谷 委員 よろしくお願いいたします。

歳出の総務費の1項 総務管理費の中で電子計算業務費、これの中で基幹システム更新委託料が737万7,000円、一般財源は147万円、その他の特定財源が590万7,000円。この減額された理由について教えていただきたいと思います。

久米委員長 どうぞ。

中橋 課長 行革デジタル戦略課、中橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

電子計算業務費のうち、基幹システム更新委託料737万7,000円を減額する内容でございますが、主に2点ございます。1点目は、現在令和7年度末までに自治体が保有している情報システムを国が定める標準仕様に適合したシステムに移行し、データの連携が容易にできる情報システムの構築に取り組んでいるところでございまして、令和4年度から実施しております現行のシステムの概要調査及び標準仕様との比較分析、これに係る業務の委託費でございます。

減額の理由としましては、令和4年度の年度末に向けまして、国から複数の標準仕様書の改定案が示されるなど、当初の想定以上に修正作業が発生いたしました。大幅に作業期間の延長が必要となったために、令和4年度において実施が可能な部分のみの業務を行うこととして、委託費用の変更契約を行った減額分として450万650円を減額補正いたします。

二つ目は、行政手続きのオンライン化対応業務の委託、これにつきまして、令和4年度の当初予算に計上しておりまして、以降、ハードウェアの部品や作業工数の削減、これによる仕様の変更などがございまして、不要

となった271万4,100円を減額補正するものでございます。
以上、御説明いたします。

久米委員長 福谷委員。

福谷 委員 説明については、一つについては国のシステムとの整合性を図った上での減額、オンラインの関係でも減額ということになったので、国のシステムが完全に阿南市と整合性が取れているという状況でよろしいですね。

久米委員長 中橋課長。

中橋 課長 行革デジタル戦略課、中橋でございます。
福谷委員のおっしゃるとおり、整合性は取れていると考えております。
以上です。

久米委員長 福谷委員、終わりですか。ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 ありませんね。
質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、承認第4号を採決いたします。
本件を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。
よって、「承認第4号 令和4年度阿南市一般会計補正予算(第10号)に係る専決処分の承認について」のうち、本委員会に係る部分については原案のとおり承認されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 承 認

第6号議案 阿南市火災予防条例の一部改正について

久米委員長 次に「第6号議案 阿南市火災予防条例の一部改正について」を議題といたします。
理事者の説明を求めます。
武田予防課長。

【理事者説明 武田 予防課長】

久米委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。
質疑ありますか。
福谷委員。

福谷 委員 少し条例の条文とはかけ離れるかもしれませんが、阿南市の充電スタン
ド一覧表ということで、阿南市が14件、表原市長が進めるカーボンニュー
トラルという点からすると、いろんな協力をいただいて充電スタンドが設
置されていますが、このスタンドが設置されているということは、例えば
ホームページ、もしくは、どこにあるのかというのはどのように検索した
ら分かるのか教えてください。

久米委員長 武田課長。

武田 課長 消防本部予防課長の武田でございます。
先ほど御質問にありましたホームページについては、一般社団法人次世
代自動車振興センターホームページで検索、サイトが載っております。主
に経済産業省のホームページのリンクが貼られております。
以上、御答弁とさせていただきます。

久米委員長 福谷委員。

福谷 委員 私が質問したのは、阿南市のホームページですぐ見えないということ
ですよね。例えば「充電スタンド、はい、ここ」という形が出ないと、例
えば県外から電気自動車に乗って来たとしても、わざわざ経済産業省とか次
世代というところへいかざるを得ないということですか。

久米委員長 武田課長。

武田 課長 消防本部予防課長、武田でございます。
今後、ホームページ等については、阿南市ホームページ、消防のホーム
ページ等で掲載するようにはしてまいりたいと考えております。
以上、御答弁とさせていただきます。

久米委員長 福谷委員。

福谷 委員 ありがとうございます。
ちょっと本題からずれているかもしれませんが、阿南市に来たときに消
防のホームページでないと、例えば急速充電器がどこにあるのか分からな
いというのは、ちょっとどうなのと思いますから、市のホームページの
中でも対応できるように、消防も協議をしていただきたいという形で要望
をしておきます。
以上です。

久米委員長 ほかにありませんか。

水谷副委員長。

水谷副委員長 第11条の2のところで「急速充電設備(…」、ずっと括弧が続いて、「…)
にコネクター(…」、また括弧が続いて、「…」用いて」、下線部終わっ
て、「に」になっているんですけど、「コネクターを用いてに充電する設備」
となっているので、ちょっと「に」が不要かと思います。

久米委員長 そういことですが、御訂正をいただきたいと思います。見解について
どうぞ。
小休します。

小 休 10:31~10:31

久米委員長 再開します。
武田課長。

武田 課長 消防本部予防課長、武田でございます。
修正箇所については改めて修正を行いたいと思います。
以上、御答弁とさせていただきます。

久米委員長 それでよろしいですか。では、そのようにお願いします。
福谷委員。

福谷 委員 小休中ですか。

久米委員長 いや、再開しています。

福谷 委員 今の修正でいいんですか。

久米委員長 小休します。

小 休 10:32~10:36

久米委員長 再開します。15分間、休憩します。

休 憩 10:37~10:46

久米委員長 再開します。
武田課長。

武田 課長 消防予防課長の武田でございます。水谷副委員長の御質問に御答弁申し

上げます。

第11条の2について、改正後のところにあります4行目、御指摘がありました「に」については誤りであります。これについては削除し、訂正を行いたいと思います。

以上、御答弁とさせていただきます。

久米委員長 小休します。

小 休 10:46～10:47

久米委員長 再開します。
中川消防長。

中川消防長 消防長の中川でございます。よろしくお願ひいたします。先ほど来からの水谷副委員長からの御質問に対してお答えを申し上げます。

御手元に配付の第6号議案 阿南市火災予防条例新旧対照表中の改正後(案)、左側でございます上から4行目のところで、アンダーラインを引っ張っております「用いて__に」のところでございますが、改正後におきましては、この「に」は削除になっておりますので、資料の訂正をお願いいたしたいと思います。なお、議案案件につきましては間違いございませんので、よろしくお願ひいたします。

以上、説明といたします。

久米委員長 それで結構です。

それでは、ただ今、問題になっておりました第6号議案について、採決をしたいと思います。

第6号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。

よって、「第6号議案 阿南市火災予防条例の一部改正について」は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第8号議案 令和5年度阿南市一般会計補正予算(第3号)について(関係部分)

久米委員長 次に「第8号議案 令和5年度阿南市一般会計補正予算(第3号)について」のうち、本委員会に関係する部分を議題とします。第8号議案につ

いては先の全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思います。

質疑ありませんか。

佐々木委員。

佐々木委員 13 ページなんですけれども、総務費の電子計算業務費で、電子計算業務、行革デジタル戦略課の基幹システム更新委託料というので450万1,000円。これはどこに委託をされているのでしょうか。毎年しているのでしょうか。そこら辺を教えてください。

久米委員長 中橋課長。

中橋 課長 行革デジタル戦略課、中橋でございます。佐々木委員の御質問に御答弁申し上げます。

450万1,000円の内容でございますが、先ほど、承認第4号の令和4年度一般会計補正予算の専決処分のところ御審議をいただきました内容と関連するものでございます。まず、市が保有している情報システムの標準化、共通化等の移行に係る業務委託費でございます。令和4年度に実施した業務、先ほど御説明しました業務に引き続き、住基、例えば税等の9業務について、現行システムとの比較、分析作業を行うものでございます。

それから、どこに契約しているかということにつきましては、契約はまだこれからというところでございます。

以上、御答弁いたします。

久米委員長 中橋課長。

中橋 課長 行革デジタル戦略課、中橋です。

毎年行っているかということにつきましては、先ほど御説明いたしましたが、令和7年度末に向けての標準化に係る作業の一環というところでございます。

以上、御答弁いたします。

久米委員長 佐々木委員。

佐々木委員 ですから、毎年ではなくて、令和7年度に向けて今年する、令和7年まではこのままいく、令和7年になったらもう1回また更新するという感じですか。

久米委員長 中橋課長。

中橋 課長 行革デジタル戦略課、中橋です。佐々木委員の御質問に御答弁いたします。

この作業につきましては、令和4年度から実施を始めまして、令和4、5、6、最終年度7年度末に向けて作業を実施する予定にしているものでございます。

以上、御答弁いたします。

久米委員長 佐々木委員。

佐々木委員 説明の仕方の、表現の仕方の違いなのかと思いますが、私はもっと単純に言ってもらったほうが、私自身には分かりやすいんですが。こういうものの契約の期間とか更新の、これだけの期間の分をいつして、それが終わったらまた次をするというふうに、こういう更新は把握しているんですが。中橋さんが言ってくれた令和4年から7年に向けて、4、5、6、7ですか。4年間、3年間、そういうのも具体的に普通に言ってくれたらありがたいんですが。すみません、もう1回お願いします。

久米委員長 中橋課長。

中橋 課長 行革デジタル戦略課、中橋でございます。佐々木委員の御質問に御答弁いたします。

今回のこの業務につきましては、説明が繰り返しになりまして申し訳ございませんが、現在、自治体が保有しております税や住基、保険等の各種の業務システム、情報システム、これを国が定める標準仕様に適合したシステムに移行し、データの連携が容易にできる仕組みの構築に、現在、取り組んでいるところなんです。

それで、その移行に伴う最初に行う作業として、現行のシステムのまず概要調査、それから我々が今やっている業務の洗い出し、それと国が示す標準仕様、この比較、まず分析を行いまして、システム移行に向けたいわゆる準備作業の業務委託というところでございます。

スケジュールにつきましては、二十数業務ございますので、年次的にやっていくところになっておりまして、令和4年度から最終の令和7年度末にかけて、例えば住民記録、それから選挙人、それから固定資産、税の情報、それから各種年金とか印鑑登録とか、そういった市が保有している情報システムを順次、標準化していけるように作業を進めていくというところでございます。

ですので、現在のところ、令和4年度にこれ、令和5年度にこれという形で、明確に何年度にどういう業務を行うかということが決まっているところではございませんが、今、全国統一で令和7年度末に向けて作業を実施している、そういう状況でございます。

以上、御答弁といたします。

久米委員長 佐々木委員。

佐々木委員 私の思っている、何となくイメージというか、それが入ってこないんですね。また教えてもらいたいと思います。
以上です。

久米委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 ほかにありませんね。
ほかに質疑がないということで、質疑を終結いたします。

これより、第 8 号議案を採決いたします。
本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。
よって、「第 8 号議案 令和 5 年度阿南市一般会計補正予算（第 3 号）
について」のうち、本委員会に係る部分は原案のとおり可決されまし
た。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

第 10 号議案 新たに生じた土地の確認について

第 11 号議案 字の設定について

久米委員長 次に「第 10 号議案 新たに生じた土地の確認について」と「第 11 号議
案 字の設定について」を一括して議題といたします。
理事者の説明を求めます。
東企画政策課長。

【理事者説明 東 企画政策課長】

久米委員長 理事者の説明が終わりましたので、これより質疑に入りたいと思います。
質疑ありませんか。
福谷委員。

福谷 委員 質疑ではないんですが、この位置図の関係で見ると、赤の部分が今回の
場所だと思うんですが、過去においては青色の平成 28 年、とういことは、
これはまだこれから右のほうへ伸びていくのか、伸びていかないのかだけ、
ちょっと教えてください。

久米委員長 東課長。

東 課長 企画政策課、東でございます。福谷委員の御質問にお答えいたします。
事業主体である県に確認したところ、今回のしゅん功箇所の東側の部分
については、後方のふ頭が砕石を扱っておらず、老朽化もしていないため、
現時点では、今回のしゅん功をもって完了となると報告を受けております。
また今後、老朽化の状況によって工事の時期を検討すると伺っております。
以上、お答えといたします。

久米委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第 10 号議案を採決いたします。
本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。
よって、「第 10 号議案 新たに生じた土地の確認について」は原案の
とおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

久米委員長 次に、第 11 号議案を採決いたします。
本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。
よって、「第 11 号議案 字の設定について」は原案のとおり可決され
ました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第 12 号議案 動産の買入れについて

久米委員長 次に「第 12 号議案 動産の買入れについて」を議題といたします。
理事者の説明を求めます。
中橋行革デジタル戦略課長。

【理事者説明 中橋 行革デジタル戦略課長】

久米委員長 理事者の説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。

質疑ありませんか。
福谷委員。

福谷 委員 この104台というのは今まであった台数なのか、それとも増やしてこの台数になったのかということと、今後、増加するというのは、増設していくという予定があるのか。それと、入札が行われたんですけども、何社から、それから市内の業者はあったのかという点についてお尋ねをします。

久米委員長 中橋課長。

中橋 課長 行革デジタル戦略課、中橋です。福谷委員の御質問に御答弁申し上げます。

台数につきましては現在と同じでございます。それから、現在の台数で庁舎内をカバーできると考えていることから、増設の予定はございません。それから、入札に関しましては2社から応札がございました。

以上、御答弁といたします。

久米委員長 中橋課長。

中橋 課長 行革デジタル戦略課、中橋です。

何社指名したかということは答弁できておりませんでした。13社、そのうち市内業者につきましては、少しお待ちください。

久米委員長 小休します。

小 休 11:07～11:08

久米委員長 再開します。
中橋課長。

中橋 課長 行革デジタル戦略課、中橋です。

市内業者が9業者、それから市内に営業所がある業者が4業者、合計13業者でございます。

以上、御答弁といたします。

久米委員長 山崎委員。

山崎 委員 入札なので一覧表で委員会のほうに出していただきたい。何社あるとか、我々知っておく必要もあるし、結果だけ聞いても、ということですので。一覧表になっていますか、土木みたいに。

久米委員長 小休します。

小 休 11:10～11:11

久米委員長 再開します。
吉積部長。

吉積 部長 総務部、吉積でございます。山崎委員の御質問にお答えいたします。
この場合は物品でありますので、通常はお出ししていないんですが、今後、議案案件となっておりますので、検討してまいりたいと考えております。

久米委員長 山崎委員。

山崎 委員 一応、議案になっている分は、やっぱり出すべきだと思う。確か僕の記憶では、消防のほうは出ていましたか、前。何か出ていたような、1社だけでなかったんですか。出てるんじゃないですか。1社ぐらいあったように思います。それか、聞いたのかもしれませんが。

議案になっている分は、やっぱり議案案件だから、説明といっても、十何社も出て、あと大方、入札に応じるか失格か何か理由があると思うんですよ。でも、そういう話も我々、知っておかないと、やっぱり業者もどうなっているのか。土木だったらホームページに出ていますよ、失格とか応札しているとか、いろいろあるじゃないですか。やっぱり今は仕事が忙しくて、面倒な仕事はなかなか受けてくれないとか、我々はそういう判断をするんですよ。そういう判断もできない、結果だけ聞いてもどうなっているのかと思いますので。入札についてはやっぱり説明できるような資料を作っていたきたい。そのために提出をお願いしたい。

久米委員長 この際、15分間、休憩します。11時半から再開いたします。

休 憩 11:14～11:37

久米委員長 再開します。
吉積部長。

吉積 部長 入札結果につきましては、中身のほうを精査させていただきましてお出しする方向で検討いたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

久米委員長 では、今後においてよろしく申し上げます。
福谷委員。

福谷 委員 ガラス張りと言ようですが、よく検討してください。
このアクセスポイントについては、耐用年数というのは、この機械、何年あるんですか。

久米委員長 中橋課長。

中橋 課長 福谷委員の御質問に御答弁申し上げます。
最低5年と伺っております。
以上、御答弁といたします。

久米委員長 福谷委員。

福谷 委員 機械ですから耐用年数が当然あると。それで、購入から8年が経過しているということですから、その間にも故障のリスクが高い、そういった要求の中で、これは本庁舎のLANでありますから、やはりできるだけ速やかに、耐用年数が終わったとすれば、今回を例にとると、8年ごとには動産を買い替えると。これ以外にも5G、6Gという状況になってきていますから、それに応じたような機材も出てくると思いますので、そういう時期がくれば速やかに、メーカーの保障が5年ついていたとしても交換をしていただくように要望をしておきます。

久米委員長 ほかに、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 質疑なしと認めます。
これより、第12号議案を採決いたします。
本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。
よって、「第12号議案 動産の買入れについて」は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

議第1号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

久米委員長 続いて、「議第1号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」を議題とします。議第1号については本会議で提案理由の説明を受けておりますので、直ちに委員からの御意見を受けたいと思います。
御意見ありませんか。
山崎委員。

山崎 委員 勉強会もしておりますし、内容については意見書を出すべきと、そういう方向でお願いしたいと思います。

久米委員長 佐々木委員。

佐々木委員 この意見書(案)につきまして、先週16日、松茂町においても全会一致で可決されたと聞いております。そして、内容も2項目をきちんと盛り込んだものとなっております。
以上、御賛同、よろしく申し上げます。

久米委員長 ほかにありますか。
水谷副委員長。

水谷副委員長 先日、佐々木委員に調整していただいて勉強会をさせていただいたところですが、再審は冤罪被害者を救済する最終手段となっていることを学びました。勉強会を通じて、私は必要だと感じたので、この意見書について賛成いたします。

久米委員長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 なしと認め、これより、議第1号を採決いたします。
本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。
よって、「議第1号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書」は原案のとおり可決することに決しました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

陳情第3号 インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める
陳情

久米委員長 続きまして、陳情の審査に入りたいと思います。
「陳情第3号 インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める陳情」を議題といたします。
まず、事務局に要旨の朗読をいたさせます。
谷崎課長補佐。

【事務局 朗読】

久米委員長 これに対する理事者の見解がありましたらお願いします。
小原会計課長。

【理事者見解 小原 会計課長】

小原 課長 会計課、小原でございます。よろしくお願ひいたします。
インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める陳情について見解を申し上げます。着座にて述べさせていただきます。
インボイス制度とは、消費税の適格請求書等の保存方式でありまして、令和元年10月1日から、消費税が標準税率10%と軽減税率8%の複数税率になったことを契機として実施が決まった制度でございます。制度の開始の時期は令和5年10月1日となっております。
その概要といたしましては、適格請求書、いわゆるインボイスとは、事業者がお互いの取引上における売り手と買い手となる場合に、売り手が買い手に対して、適用税率や消費税額を正しく伝えるためのものがございます。適格請求書を発行できるのは、税務署で登録を受けた適格請求書発行事業者に限られております。
売り手となる登録事業者は、買い手である取引相手に対して適格請求書を交付しなければなりません。一方、買い手は取引相手である登録事業者から交付を受けた適格請求書の保存等や、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項が記載され、取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入れ税額控除の適用を受けることができ、二重課税を防止できる仕組みとなっております。
また、関連する事項となりますが、国税庁発行の周知資料によりますと、激変緩和を目的として、インボイス制度開始から6年間は、適用要件を満たせば免税事業者等からの仕入れについても、仕入れ税額相当額の一定割合を控除可能とする経過措置が設けられております。
さらに今般、令和5年4月には、免税事業者から新たに適格請求書発行事業者となられた方に対する納税額の軽減措置などの改正事項4項目も追加されたところでございます。
ちなみに申し上げますと、阿南税務署では、令和5年10月1日からの制度開始に向けて、阿南商工業振興センターにおきまして、消費税インボイス制度等説明会として、制度に対する理解を深め、実施に向けての必要な準備を進めるため、免税事業者及び全事業者を対象とした説明会を5月から7月にかけて開催しており、また、阿南商工会議所では、会報誌を活用してインボイス制度を中小事業者に周知するなど、適切に制度が開始できるよう対応が図られていると聞き及んでおります。
本市といたしましては、インボイス制度は法令に基づいた制度であり、取引における消費税の仕入れ税額控除の適用を受けることにより、事業者が適正に申告、納税が行える一連のシステムであると認識しております。
また、一方では事業者の一員として、引き続き、適正に対応していく必要があると考えております。
以上、理事者の見解といたします。

久米委員長 理事者の見解が終わりました。
委員からの御意見を受けたいと思います。
山崎委員。

山崎 委員 他市の状況をちょっと教えてください。

久米委員長 谷崎課長補佐。

谷崎課長補佐 失礼いたします。
インボイス制度の今回のような実施延期に関しての陳情はどこの市も受理はしていないんですが、インボイス制度の導入中止を求める意見書を政府に提出することを求める意見書というのは、徳島市が不採択、鳴門市、小松島市、吉野川市が採択、阿波市、美馬市が議員への資料配布となっております。
以上です。

久米委員長 御意見は、山崎委員。

山崎 委員 10月に向けて、非常に苦慮しているところだと、両方の方から我々もよくこの趣旨のことで質問を受けます。それで本来は、公正さをいうならば、私はそのままいくべきだと思いますが、今回の陳情が延期ということで、税務署も努力をされて5月から7月に説明会をやっているということですので、延期という、とにかくその分については賛成しようかなと。
この制度というのは将来の財政状況も関係しているし、納税の公正さをいくと本来の姿ではないかなと思います。ただ、こういう時期に、コロナで非常に各企業、厳しい経営状況であるので、延期ということで意見書を出してもいいのではないかと、このように思います。

久米委員長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 ありませんね。それでは、ほかに御意見がないということでございますので、陳情第3号を採決いたしたいと思います。
採択するというところでございますので、陳情第3号を採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 全員、異議なしとの声でございます。
よって、陳情第3号は全会一致で採択と決しました。
本陳情は意見書の提出が求められております。後日、意見書を作成し、委員長名で閉会日に議員提出議案として提出したいと思いますが、意見書の文案については正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 ありがとうございます。それでは、意見書を作成して閉会日に議案を提出させていただきますので、よろしくお願いいたします。

質疑終了・採 決
全会一致・採択

久米委員長 以上で総務委員会に付託されました案件の審査が終了しました。小休します。

小 休 11:52～11:54

久米委員長 再開いたします。

一 般 質 問

久米委員長 ただ今から、本委員会の所管に係る一般的な事項についての質問をお受けいたします。お二人から質問の届けが出ておりますが、まず佐々木委員からお願いします。

佐々木委員 その他の一般質問ということで通告をしてあります。
復興ロードマップの研修についてなんですが、これは非常に、今後、大事なものであると考えております。この研修はどうして行くのでしょうか。
次に、2問目として、トライアルサウンディングの施設利用、イベントの許可基準について、これは一応、トライアルサウンディングはもう終わったというか、一段落ついたものですが、建物の性質に合わないと私自身は感じたイベントがあったので、その基準について、また今後にも生きていくと思いますので教えてください。

久米委員長 どうぞ。

石山 課長 危機管理課、石山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。佐々木委員の御質問にお答えさせていただきます。

事前復興ロードマップの策定に関する研修等のお尋ねですけれども、南海トラフ巨大地震等の大規模災害により被災した後の混乱期においても、速やかな復興計画の策定や復興事業の円滑な推進を可能とし、市民の皆様が1日も早く日常の生活を取り戻すことを目的として取り組むこととしております事前復興ロードマップの策定に当たりましては、委員御指摘のとおり、市職員自らが被災後の復興事業の担い手の中心となることや、事前復興ロードマップの必要性につきまして、十分に理解した上で進める必要

があると考えております。

一方で、速やかなロードマップ策定に向けた着手も必要であるとは認識しておりますが、スピードを重視した結果、その内容や実効性が乏しくなることは絶対に避けなければならないと考えております。

被災後の復興業務につきましては全ての行政分野に及びます。全職員が一丸となって取り組んでまいる必要があると考えております。このようなことから職員研修の対象範囲につきましては、可能な限り全職員を対象に第1段階の研修として実施してまいりたいと考えております。その後、順次、実務担当者向けの研修を行いたいとも考えており、実際の作業着手までには複数回の研修を実施したいと考えております。

また、講師につきましては、徳島県事前復興指針に対する理解を深めるとともにその整合を図る観点からも、初回の研修につきましては、徳島県危機管理環境部とくしまゼロ作戦課に講師派遣をお願いする方向で調整をいたしておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、お答えといたします。

久米委員長 中橋課長。

中橋 課長 行革デジタル戦略課、中橋です。佐々木委員のトライアルサウンディングにおける施設利用、事業の許可基準に関する御質問にお答えいたします。

令和4年度におきましては、市が保有する公共施設を有効に活用するための可能性を探る対話型の市場調査としてトライアルサウンディングを実施し、その趣旨に御賛同いただいた数多くの事業者の御参加を得ることができました。

本年3月末までの期間中に、市役所本庁舎をはじめ三つの公共施設においては、行政だけではなし得ない多種多様な事業を企画していただきまして、事業者の御協力によりまして新たな阿南市民間提案制度の創設につながったものと認識しております。

御質問をいただきました施設利用や事業の許可基準に関しましては、政治的または宗教的活動や公序良俗に反し、または反社会的な破壊の恐れがある活動など公共施設で行うことが不相当であることが明白なものを除いて特段の制限を設けておりませんでした。そのことによりまして、公共施設を民間事業者に御利用いただくことに関して前向きな御意見やそうでないものも含め、さまざまな角度から忌憚のない御意見をいただいたものと考えております。佐々木委員からいただきました御指摘につきましても、まさに本取組が目的としていた成果の一つであると考えております。

今後の公共施設の在り方を考える取組を続ける中で、引き続き、施設の魅力を高めるとともに、利用者の利便性向上につながるよう取り組んでまいります。

以上、御答弁といたします。

久米委員長 佐々木委員。

佐々木委員 成果の一つということで、例えばこのようないろんな意見も集まるということ的成果と捉えていただけたらとは思いますが、公共施設でするイベントというのは、市民にとっては、ある意味、その性質もお墨つきを与えるようないいものだと捉えられる可能性は高いと私は思うんですね。です

から、科学センターであるイベントなどで子どもが楽しめるというのは、——楽しめるというのは非常に範囲が広いんですが、そこが、科学センターが一つ、役割を果たしていく自然、生物、自然科学、その保護とか重要性と、ある意味、結果的に反するであろうというものについては、今後、そういう視点というのは、ほかの部分でも持って行っていただきたいと思っています。

以上、意見として出させていただきます。

久米委員長 要望でいいですか。意見。

佐々木委員 意見であるし、要望でももちろんあります。行政としての市政をきちんと持っていたきたいということです。

久米委員長 答弁は要りますか。

佐々木委員 もらいます。

久米委員長 質問しますと言ってくれないと。

佐々木委員 この際、質問に変えて、御答弁をいただいております。

久米委員長 中橋課長。

中橋 課長 行革デジタル戦略課、中橋でございます。

佐々木委員がおっしゃいましたそのことについては、科学センターで開催をされました、かみつれみんなのフェスタというところのことと推察するわけですが、そのときに、建物の趣旨に合わないというような内容での出店があったということで、その辺りにつきましては、今後につきましてもいろんな事業を実施するということになって、多くの方に御参加をいただくということにつながってくると思いますので、その辺り、出店者、それからそれを利用する利用者の方、そういったモラルと申しますか、そういった行動、そういったものにもつながってくると思いますので、その辺り、十分に配慮してまいりたいと考えております。

以上、御答弁いたします。

久米委員長 よろしいですか。

続いて福谷委員。端的にお願いします。

福谷 委員 私、委員長には5問通告をしておりますけれども、2問取り下げて3問にします。

まず、この6月1日、阿南市政策監に松崎政策監が復帰したと。6月13日の市議会の定例会の代表質問で、市長は「信頼に当たりうる人物であるという判断をした」、これは徳島新聞に載っています。そこで、在任2年間のうち、具体的な例を示して、仕事の実績について、議員、市民に分かるように御説明いただけますか。というのは、市長は、即戦力として働けるという答弁もしておられますので、よろしく願いをいたします。

久米委員長 答弁、いけるんですか。
東條課長。

東條 課長 秘書広報課の東條でございます。福谷委員の政策監の業務について、在任2年間における実績についての御質問にお答えいたします。

松崎政策監は、市長公約、政策を実現するために、市長はもちろん、各種事業、施策の実施部局に対しての助言や関係部局の陣頭指揮を行う立場で、地域における課題解決及び重要プロジェクトの推進に関する官民連携の事業の推進、地域公共交通及び高齢者の移動支援、防災・減災対策及び流域治水プロジェクト等の推進、学校施設の充実、その他、特命事項など、市長が指定する直轄の施策に携わっていらっしゃいました。

その具体的な実績といたしましては、今議会、住友進一議員の代表質問の中で、市長就任後の成果として申し上げました私立保育所の整備支援、高齢者の買い物移動支援の創設、河川流域の洪水、浸水、地震対策として辰巳地区樋門の自動化・耐震化、小学校トイレの洋式化や運動場照明のLED化など、常に市長を補佐し、事業、施策の実施部局の相談役となり、それらの実現に尽力してこられました。

以上、お答えとさせていただきます。

久米委員長 福谷委員。

福谷 委員 縷々、そういう実績があるんだということでもありますけれども、公立保育所の運営におきましては、私は地域を混乱させたという責任はあるだろうと思っています。代替グラウンドであったり、春日野のグラウンドを県と交渉して、1億4,700万円で購入する。で、今、さくら保育所には5歳児が18人しかいない。そして、来年には閉園すると、こういった先まで読めないという状況の中で、私たちが1億4,700万円、附帯決議をつけて予算執行には、これは問題がありますよねと言わなければ、この1億4,700万円というのは支出をしていたということになりますね。ですから、もう少し物事を進める上では広範な状況の中で考えていただきたいと思います。

それともう1点、官民、地域公共交通とか学校施設の充実という状況が、前回のときにはこの事務に入っていますが、今回これがない。特に地域公共交通なんかはとても重要な問題です。これが解決したとは思えない。それから学校施設の充実という状況も、これはやはり、大変でしょうけれども解決したとは思えません。

新しく任務に水道ビジョンの推進ということが入っておりますけれども、具体的に、この内容について、どのようなことをするのか教えてください。

久米委員長 福谷委員、ちょっと御質問されていることが、総務委員会全体で、市長の政策監任命うんぬんについてのことで、御意見があるんだろうけれども、御本人の成果がどうのこうのとか、そういうのはちょっと、それはどうかと思うんですが。

小休します。

小 休 12:09～12:09

久米委員長 再開します。

(「小休中ですか」と呼ぶ者あり)

(「再開しました」と呼ぶ者あり)

久米委員長 さっきは小休中でした。再開しています。

(表原市長 「小休お願いします」と呼ぶ)

久米委員長 小休します。

小 休 12:10~12:11

久米委員長 再開します。
表原市長。

表原 市長 それでは、福谷委員の御質問にお答えをしたいと。政策監の業務ということについて、今、地域公共交通の話であったりですとか、学校再編であったりですとか、当然ながら本市における、それは本当に、非常に重要な事項、特命事項であると思っておりますし、この政策監に対して今回付した特命事項に関しては、その他というところもしっかり含まれております。

先ほど言った重要事項を、いわゆる課題を解決していくというのは、これは庁舎全体でワンチームになって、その中で私を補佐していただく立場として、今回、信用、信頼に足る松崎政策監を任用させていただいた。その中で、そういった課題解決におけるその背景であったり、そのときに何を誰に対してお願いしていくか、指示をしていくかというのは、まさしくその全体の業務を司る私が、その、より高い見地、それから将来性を見越して、そのときどきで誰に対して指示を振っていくのかということも、私自身がしっかりとコントロール、責任を持ってコントロールしていくということでございますので、今の御質問に関しては福谷委員の御意見ということで承りたいと思います。

以上、御答弁とさせていただきます。

久米委員長 福谷委員。

福谷 委員 すばらしい御答弁をいただきまして、ありがとうございます。しっかりとコントロールして、市民の生活がよくなるように頑張っていたいだきたいと思えます。

水道ビジョンは聞けなかったもので、その点はまたよろしくお願いたします。

次に、財政調整基金の一般会計の繰入についてです。令和元年度から令和4年度までの当初予算計上から決算において、予算計上したにもかかわらず取り崩さなかった額はいくらか。そして、各年度で取り崩さなかった、

取り崩すことをしなくてもよかったという主な理由は何か、教えてください。

久米委員長 山崎財政課長。

山崎 課長 財政課、山崎です。よろしくお願いたします。

各年度の数値及び各年度の取り崩さなかった理由についての御質問について、取り崩さなかった理由を詳しく御説明するため、まず年間を通じた予算編成の在り方につきまして、御時間をいただき、御説明させていただきます。

当初予算の編成におきましては、歳出とそれに係る特定財源を見積もりした上で、税等の一般財源を算出し、歳入予算と歳出予算を同額で予算案を作成しております。歳入の主な財源となる税、交付税につきましては、当初予算編成の12月から1月の段階では不確定な要素が大きく、いわゆる堅めの見込みで予算計上を行います。一方、歳出につきましては、入札における予定価格額の確保や予測の難しい社会保障経費など、各事務事業において必要十分な予算額の計上を行っております。

そうしたことから、当初予算編成段階では、歳出から歳入を差し引いた収支不足額を大目に見込むこととなり、相当額を財政調整基金の取崩しという形で充当し、予算案を作成しております。

こうして作成した当初予算であります。一般的には年度内の予算執行において、歳出については入札の確定による請差等での歳出不用額が確定した場合など、一方、歳入については税収入の上振れ、交付税算定等により財源不足が解消へ向かう場合もあることから、3月の補正予算や年度末の専決補正予算において、予算と決算の乖離が少なくなるよう調整しておりますが、全ての未計上歳入及び全ての不用額を補正することはできないため、最終予算案において財政調整基金繰入金を計上している場合でも、年度によっては決算ベースで繰入れを執行しない場合もございますので、御理解いただきたいと思います。

それでは、各年度の数値についてお答えします。令和元年度につきましては、当初予算繰入金は17億8,950万円、最終の補正後の予算額としましては9億3,880万円。そのうち、取崩し決算額が5億5,000万円ですので、取り崩さなかった金額は3億8,880万円です。

令和2年度につきましては、当初計上額は14億5,530万円、最終予算額は10億100万円、取崩し決算額は6億5,000万円、取り崩さなかった金額は3億5,100万円。

令和3年度につきましては、当初予算での取崩し額は13億8,120万円、最終予算額は0円、決算額においても0円でした。

令和4年度につきましては、当初予算計上額は6億4,230万円、最終予算額は7億6,910万円、決算額としましては0円で、予算と決算、いわゆる取り崩さなかった予算は7億6,910万円となっております。

以上、御答弁いたします。

久米委員長 福谷委員。

福谷 委員 ありがとうございます。当初予算で財政調整基金が必要だという形で予算計上をしても、それを取り崩さなかった額が、やはり3億8,000万円

とか、3億5,000万円ということがありますから、この分については、市民の生活がよくなるという分について使っていくと、それだけの財政見込みがあったと、いろんな見込みで、堅めに見込んでも、やっぱりこれだけ余剰が出てくるということですから、この分の半分でも、逆にいったら、財政調整基金から市民の生活、例えば土木の関係での道路舗装など、倍額してはどうかというところがこの質問につながっておりますので、この件については御検討をお願いしたいと思います。

それから最後になります。これが一番なんですが、私、一般質問で表原市長が1期で退職したら、退職金がいくらもらえるんですかという形で聞きました。それは、現在、報酬を90万9,000円から半額にしているということであるんですが、退職金については、これは妥当だと。

この妥当だという根拠は何かと調べたら、市の職員もそうでしょうけれども、市長、特別職、加入しています徳島県市町村総合事務組合、ここに、カット前の金額で計算してくださいということが書いてあるんです。この総合事務組合って誰が作っているのかといたら、県内の自治体の首長が作っています。しかし、自分が報酬をカットするんだ、半分にするんだといったときに、この報酬に対する総合事務組合に払う負担金、これは全て税金です。この負担金もカット前で払ってくださいと書いてあるんですよ。おかしいですよ。市長の思いが伝わっていない。

当然、カットしたのであれば市から出す負担金、これは税金です。これも当然、半分でいいのではないかと。例えば市長の市から払う掛け金、1年で327万2,000円です。これは市の一般会計から出しています。市の職員も出しています。これも年齢的なものがあるんですが、令和3年では41.6歳で年間63万7,000円。35年掛けて2,200万円ほどです。

ですから、こういったことについては、私たちから見ると、自分たち首長が作った中での議論で、カット前でいきますというようなことは、市にとって、負担金を払うということについては、これはやっぱり市の財政に負担をかけているということでもありますので、この総会において、やはり自分の気持ちをきちんと伝えるのであれば、カット前ではなくカットしたあとの中で、市としても掛け金を納めるようにするべきではないかと、このことをこの総合事務組合の中で発言をしていただきたいということと、このことについてどうお考えなのかをお尋ねしたいと思います。

久米委員長 東條秘書課長。

東條 課長 秘書広報課の東條でございます。福谷委員から、市長が徳島県市町村総合組合の規約の改正について意見を述べるべきだということの御質問についてお答えいたします。

この件につきましては後進の方への妨げになることや、有為な人材が職を賭して立候補していただくためにも、現行の手当は妥当であると考えておりますので、この点についても御理解賜りたいと存じます。

以上、お答えとさせていただきます。

久米委員長 福谷委員。

福谷 委員 私は御理解できません。市の税金として、市長自らが半分にすると言ったのに、掛け金については前の掛け金で払う。そのことを決めているのが

私たち、議会の議員の力が及ばない、市民の力が及ばないという総合事務組合での議会で決めることなんです。ですから、このことについてはしっかりと申し上げていくべきだろうと思います。再度、市長から市長は議員ですから、ここの。

住友利広委員 委員長、この問題はもうちょっとあとで議論してもらえんのかな。

久米委員長 小休します。

小 休 12:23~12:25

久米委員長 再開いたします。
表原市長。

表原 市長 それでは、福谷委員の、私の特別職の退職金についての御質問ということでお答えをさせていただきたいと思えます。

流れを変えようというスローガンのもとに、市民の皆様方に対してさまざまな御約束をさせていただきました。その1丁目1番地にあったのが行財政改革ということで、まずは範を示すという、ちょっと正確でなかったらごめんなさい。範を示すということで、私自らの報酬、これはボーナスを含むところの月額報酬を50%カットするという。これは任期中ということでうたわさせていただきまして、3年半、しっかりそれを方針を変えることなく任期満了まで、これは市民の皆様に対しての御約束を果たしてまいりたい、そういった私の背中を示すことによって、今、さまざまな形で施設マネジメントであったり、シーリングを設けていくことであったり、全職員に対して私の姿勢というものをこれまで3年半しっかり示し続けてきたつもりでございます。

そういった方針のもとに、市民の皆様は御約束をさせていただいたのはあくまで月額報酬、そしてこれはボーナスを含むところだけでございまして、退職金ということは、これ、文言の中でも一切触れていなかったと記憶しておりますし、ここは私の中での御約束は、市民の皆様に対してしっかり果たしてまいりましたということで、私自身、そのような認識でおりますので、この点に関してはどうか御理解をいただきたいと思えます。

御答弁、以上でございます。

久米委員長 福谷委員。

福谷 委員 3分ぐらいありますけれども。

久米委員長 いや、あと2分。

福谷 委員 私は退職金については、別段、もらってくださいということで本会議でも言いました。けれども、このことを決めている、負担金のことを決めているのは私たちの権利が及ばない総合事務組合が決めているから、そのの

ところで、いかがなものかなということ発言してほしいということをお願いしただけであって。というのは、行財政改革が1丁目1番地と言いな
がら、市長は報酬を半額にするということは、半額の報酬で納めるのでい
いじゃないですか、と私は思うわけです。そこのところを「いやいや、半
額にしても別に構わないけれども、退手組合のほうではカット前だ」とい
うこと自体がいかがなものかと。やっぱりそれは、市民目線から考えても
ちょっと納得できないなという部分がありますから、そのことを退手組合
のほうで、一応議論となるような形での発議をしていただきたいという要
望はしておきます。

以上で私の質問を終わります。

久米委員長 分かりました。

以上で通告をいただいております所管に関する一般質問を終結いたし
ます。

最後に表原市長から御挨拶いただきます。

表原市長。

表原 市長 本日は長時間にわたりまして総務委員会を開催いただきまして、誠にあ
りがとうございました。そして、提案させていただきました案件につきま
しても、全て原案どおり御承認を賜り、厚く御礼を申し上げたいと思いま
す。審議過程の中で賜りました御意見、御提言につきましては今後の市政
運営に生かしてまいりたいと存じます。本日は誠に世話になりました。

久米委員長 以上で総務委員会を終了いたします。お疲れでございました。

閉 会 12:28
